

スタートアップ戦略推進本部アシスタント職員（産休・育業職員対応業務）募集要項

項目	内容
職名	スタートアップ戦略推進本部アシスタント職員（産休・育業職員対応業務）
募集人員	1名
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※ 条件付採用期間あり（原則1か月） ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。なお、期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。 ※ 育児休業期間を限度とする代替の任用のため、育児休業取得者が予定より早く復帰等する場合は、その時点で任期満了になります。
勤務職場	東京都スタートアップ戦略推進本部戦略推進部 （東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎14階） ※テレワークも可（時間・頻度等は所属長と要相談）
職務内容	スタートアップ推進に係る一般事務業務 （主な業務：資料作成、データ整理、会議運営補助業務等 その他：資料印刷・配布・保管・発送等）
応募資格・求められる能力	次の要件を全て満たすこと。 (1) パソコン（Outlook、Excel、Word等）の基本的な操作能力を有し、業務を遂行することができる。 (2) データ入力、書類整理等の事務処理を正確に行うことができる。 (3) 庁内外の関係者と円滑な連絡調整を行うことができるなど、十分なコミュニケーション能力を有する。 (4) 服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができる。 (5) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる。 (6) 地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当しない。
勤務日数（予定）	月16日（週休日及び休日、年末年始等の閉庁日は除く）
勤務時間	所属長の決定により、原則、以下のいずれかとします。 ・A勤務 午前8時30分から午後5時15分まで ・B勤務 午前9時00分から午後5時45分まで ・C勤務 午前9時30分から午後6時15分まで ※ 所定勤務時間を超える勤務はありません（業務の必要上やむを得ない場合のみ有） ※ 勤務開始時間及び終了時間については応相談

休憩時間	12時から13時
休暇等	<p>(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇</p> <p>(無給) 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護時間、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p>
報酬額	<p>時間額 1,630円 (改定される場合あり)</p> <p>通勤手当相当額を別途支給 (上限 2,600円/日)</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p>
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等の加入有り
応募方法等	<p>【応募方法】 応募書類を申込先のメールアドレス宛に送付してください。電子メールの件名を「氏名 (ご自身のフルネーム) 会計年度任用職員申込」とし、申込書にはパスワードを設定してください。設定したパスワードは、別途メールでお知らせください。 (メールでの送付が困難な場合に限り、下記の申込先まで持参又は郵送してください。持参又は郵送の場合は、必ず返信用封筒2通 (合否通知等の郵送先住所と氏名を書き、110円切手を貼付する) をあわせて同封ください。)</p> <p>【応募書類】 「会計年度任用職員申込書 (第1号様式)」 ※ 必要事項を記入し、3ヶ月以内に撮影した顔写真を貼付してください。 ※ 応募書類については、選考及び採否の連絡等、採用に係る事務の範囲内で使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。</p> <p>【応募期間】 令和7年3月3日 (月) から令和7年3月10日 (月) 17時まで (必着)</p>
選考方法	<p>(1) 第一次選考 (書類選考) (2) 第二次選考 (面接)</p> <p>※各選考結果は、郵送またはメールにて通知します。 ※一次選考合格者には、別途、第二次選考の日程調整のため、電話連絡をさせていただきます。 ※指定された面接日時を変更することはできません。 ※選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切対応できません。</p>
問合せ	<p>東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部戦略企画課 電話 (直通) 03-5388-3681 (都庁内線) 22-246 (メールアドレス) S1130101@section.metro.tokyo.jp</p>

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。